

役員・評議員の報酬・費用弁償規程

社会福祉法人 わかば園

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人わかば園（以下「法人」という。）の役員・評議員の費用の弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益の一切をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第3条 役員・評議員は原則無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 法人は、役員・評議員が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

2 会議出席の費用弁償額は、役員旅費規程に準ずる。

3. 出張費は、旅費規程の園長に準ずる。

4. 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。